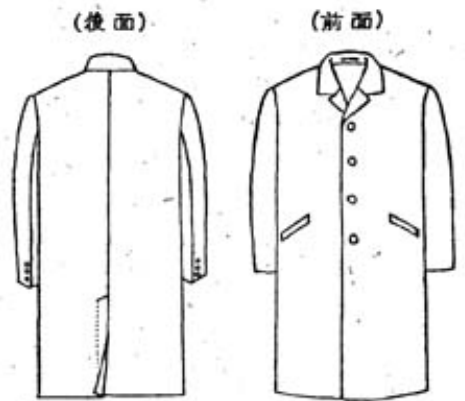


外とう



附則

1 この省令は、公布の日から施行する。  
2 改正前の営林局職員制服による冬服上衣、冬服ズボン、夏服上衣、夏服ズボン及び外とうは、当分の間、改正後の営林局職員制服によるものとみなす。

○農林省令第四十号

植物防疫法（昭和二十五年法律第五十一号）第六條第二項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
昭和四十二年九月一日

農林大臣 倉石 忠雄

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令  
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

第六條第一項第一号中「小樽」を「釧路、小樽」に改め、「伏木富山」の下に、「千葉」を、「田辺」の下に、「姫路」を、「尾道系崎」の下に、「呉」を加え、同項第二号中「羽田」の下に、「小牧」を加え、「立川」を削り、同条第二項第一号中「釧路」を「青森」に改め、「千葉」を削り、「呉」を「福山」に改め、同項第三号中「釧路」を「苫小牧」に改め、同項第三号中「釧路」を「苫小牧」に改め、「徳山下松」の下に、「三田尻中岡」を、「萩の下に、「高松」を、「高知」の下に、「大分」を、「佐伯」の下に、「伊万里」を、「三池」の下に、「八代」を加える。

附則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六條第一項第二号中「立川」を削る規定は、昭和四十二年十月一日から施行する。  
○労働省令第二十四号

労働省令第二十四号  
労働省令第二十四号  
労働省令第二十四号

労働大臣 早川 崇

労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令  
労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

労働者災害補償保険法施行規則第四章の三、第四十六條の十五の次に次の一条を加える。  
（報奨金の交付の申請）

第四十六條の十五の二 労働保険事務組合は、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第三十号）附則第十三條の規定による報奨金の交付を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を七月末日までにその主たる事務所の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由して労働大臣に提出しなければならない。この場合において、第一号から第三号までに掲げる事項に関しては、常時十五人以下の労働者を使用する事業の事業主の委託に係るものにつき、常時五人未満の労働者を使用する事業の事業主の委託に係るものと常時五人以上十五人以下の労働者を使用する事業の事業主の委託に係るものとに区分して記載するものとする。

- 一 前年度の確定保険料の総額
- 二 前年度の保険料の総額のうち納付済総額
- 三 前年度の保険料に係る追徴金又は延滞金があるときは、その額及び納付済総額
- 四 法第三十一条第四項の規定による処分の有無

附則

1 この省令は、公布の日から施行する。  
2 事業主の委託に係る昭和四十一年度の保険料の納付に関し報奨金の交付を受けようとする労働者災害補償組合に対する改正後の労働者災害補償

賃補法施行規則第四十六條の十五の二の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「七月末日まで」とあるのは、「九月末日まで」とする。  
○自治省令第二十七号

自治省令第二十七号  
地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二十一号）第二條第三項及び第五項、第十二條第三項、第十七條、第二十三條、第二十九條第五項、第三十條、第三十二條第二項並びに第四十八條、第五十條、第六十條第一項並びに附則第六條第二項並びに地方公務員災害補償法施行令（昭和四十二年政令第二百七十四号）第六條第二項の規定に基づき、地方公務員災害補償法施行規則を次のように定める。  
昭和四十二年九月一日

自治大臣 藤枝 泉介

地方公務員災害補償法施行規則

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 基金

第一節 業務規程（第五条）

第一節 財務

第一款 通則（第六条—第七條）

第二款 出納職員（第八条—第十二條）

第三款 事業計画及び予算（第十三條—第十五條）

第四款 出納（第十六條—第二十五條）

第三章 補償及び福祉施設

第一節 補償（第二十六條—第三十七條）

第二節 福祉施設（第三十八條—第四十一条）

第四章 費用の負担（第四十二條—第四十六条）

第五章 雑則（第四十七條—第五十條）

附則

第一章 総則

（定義）

第一条 この省令で「補償」、「職員」、「基金」、「理事長」、「支部長」、「年金たる補償」又は「福祉施設」とは、それぞれ地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二十一号）以下「法」という。第二條第二項、第三條第一項、第八條、第二十四條第二項、第四十條第三項又は第四十七條に規定する補償、職員、基金、理事長、従たる事務所の長、年金たる補償又は施設をいう。

（法第二條第三項の自治省令で定める手当）  
第二条 法第二條第三項の自治省令で定める手当は、次に掲げるものとする。  
一 寒冷地手当（国家公務員の寒冷地手当に調する法律（昭和二十四年法律第二百号）第二條第六項に規定する寒冷地手当に相当するものを除く。以下この条において同じ。）  
二 暫定手当  
三 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十八條の規定が適用又は準用される職員に支給される手当（臨時に支給されるもの及び三月をこえる期間ごとに支給されるもの（寒冷地手当に相当するものを除く）を除く。）

2 前項の寒冷地手当は、職員が負傷若しくは死亡の原因である事故の発生日又は診断によつて疾病の発生日が確定した日（以下「災害発生日」という）において、その手当の支給地域に在勤し、かつ、災害発生日以前における最も近い支給日（寒冷地手当に關する条例（当該条例により委任された規則その他の規程を含む。以下この条において「条例」という。）で定める基準日（以下本条において「基準日」という）において寒冷地手当の支給される地域（以下「寒冷地」という）に在勤する職員については基準日とし、基準日から引き続き在職する職員で条例で定める期間内に寒冷地以外の地域から異動して寒冷地に在勤することとなつたものについては異動の日とする。以下本条において同じ。）において、その手当の支給を受けた場合に限り、法第二條第三項の給与に加えるものとする。

3 前項の規定により、給与に加えられる寒冷地手当の額は、災害発生日の日以前における最も近い支給日において支給を受けた手当の額を三百六十五で除して得た額に、平均給与額の算定の基礎となる総日数を乗じて得た額とする。ただし、基準日から引き続き在職する職員で条例で定める期間内に寒冷地手当の額の異なる地域に異動したものと及び寒冷地以外の地域から異動して寒冷地に在勤することとなつたものについては、自治大臣の定める額とする。  
（平均給与額の計算の特例）  
第三条 法第二條第五項に規定する場合のうち、次の各号に掲げる場合の平均給与額は、当該各号に規定する日から起算して災害発生日の日まで

（平均給与額の計算の特例）  
第三条 法第二條第五項に規定する場合のうち、次の各号に掲げる場合の平均給与額は、当該各号に規定する日から起算して災害発生日の日まで

第三十七期決算公告

(昭和四十二年六月三十日現在)

貸借対照表

資産の部

流動資産 五七六、三一五、九一八  
有形固定資産 二一、四二四、五三二  
無形固定資産 三〇七、九六〇  
投資 一六、九一三、八八〇  
合計 六一四、九六二、二九〇

負債及び資本の部

流動負債 五一、九五八、一四四  
引当金 五二、五七三、六四九  
資本金 五、〇〇〇、〇〇〇  
法定準備金 五、九三三、〇〇〇  
剰余金 六七、四三九、〇〇〇  
前期繰越利益金 九一〇、五七四  
当期損失 △ 二八、八四九、〇七七  
合計 六一四、九六二、二九〇

昭和四十二年八月三十日

東京都文京区後楽一丁目三番四〇号

三省堂販売株式会社

昭和四十二年六月三十日現在

貸借対照表

資産の部

流動資産 九五〇、三七四、六〇六  
有形固定資産 七四三、三四〇、三〇五  
無形固定資産 一〇八、八〇九、二八六  
投資 一一一、二六〇、六五二  
合計 一九一三、七八四、八四九

負債及び資本の部

流動負債 七六五、四五一、八四六  
固定負債 一九〇、四八五、二六五  
引当金 二〇一、八五〇、六九二  
資本金 四〇〇、〇〇〇、〇〇〇  
剰余金 三三六、二九七、八二二  
当期利益金 三九、六九九、二二四  
合計 一九一三、七八四、八四九

昭和四十二年八月

横浜市鶴見区末広町一丁目七番地

鶴見曹達株式会社

明治三十九年三月三十一日  
第三種郵便物認可

第三十一期決算公告

(昭和四十二年六月三十日現在)

貸借対照表

借方(資産の部)

流動資産助定 六三八、七三七、〇一七  
固定資産助定 一三三、六五九、五〇八  
繰延資産助定 一、八五六、八八一  
合計 七七三、二五三、四〇六

貸方(負債及資本の部)

流動負債助定 五〇六、一〇二、八七二  
引当金助定 一三、三四八、〇〇〇  
資本助定 二二二、一〇八、三二五  
当期純利益 三一、六九四、二〇九  
合計 七七三、二五三、四〇六

訂正公告

昭和四十一年十二月二十三日掲載の高山一郎に係る宅地建物取引業営業保証金取戻し公告中、事務所所在地「東京都小平市上水南町五四八番地」は「東京都西多摩郡秋多町野辺四五六」の誤りにつき訂正します。

取消公告

昭和四十二年八月三十日(第一回)同年九月一日(第二回)同年九月四日(第三回)掲載の株式会社中小企業経営研究所に係る解散公告は誤りにつき取消致します。

昭和四十二年九月八日

大阪市南区日本橋筋二丁目五八番地福永ビル株式会社西日本中小企業経営研究会  
清算人 三浦 弘則

正誤

(原稿誤り)

昭和四十二年七月十九日法務省告示第千三百六十八号(日本国に帰化を許可する件)中八ページ下段終りから一一一三行趙博士に係る項は削るはずの誤り。

ページ段一行 誤 正

昭和四十二年九月五日文部省告示第百三十三号(あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師に係る学校が名称を変更する旨の届け出があつた件)

(原稿誤り)

六上 二二青森県立八戸高等学校八戸青森県立八戸高等学校高等部(あん摩科) 学校高等部別科

昭和四十二年九月一日公布農林省令第四十号(植物防疫法施行規則の一部を改正する省令)

(印刷誤り) 一三一 誤りから 四 誤

昭和四十二年八月二十二日公布通商産業省令第百二十二号(繊維工業構造改善事業協会に關する省令)

(印刷誤り) 四上 誤りから 七 誤

昭和四十二年九月四日名古屋簡易裁判所に係る昭和四十二年(〇)第一〇六号公示催告(印刷誤り)

二六一 誤りから 一四五百株券一枚西五百株券一枚内は 五二

昭和四十二年七月二十八日(号外第百一號)早川登に係る相続債権者受遺者への請求申出の催告(原稿誤り)

一八三 一八 一〇一三番地 一一一三番地

昭和四十二年九月六日立石知定に係る宅地建物取引業営業保証金取戻し公告(原稿誤り)

三一一 誤りから 五番地の六

昭和四十二年七月十八日株式会社太平プラスチック工業所に係る定款変更による株券提供公告(印刷誤り)

二七二 一八株式会社太平プラスチック工業株式会社太平プラスチック工業ラスチック工業ラスチック工業所

官報の公告は

東京都官報販売所

千代田区神田錦町二丁目二番地(二六)一(代客)

各都道府県所在の官報販売所において、官報への公(広)告の掲載を取扱っております。

公告係に電話有り水早速お伺いします

●号外 九月十三日付第百二十五号 二八ページ

●付録 資料第百九〇号一六ページ



疲れる・だるい・肩がこる  
足や腰が痛む・食欲がない  
目が疲れる・神経痛・便秘に

アリジナ

☆5ミリ錠・25ミリ錠・他に50ミリ錠 ☆詳しくは医師や薬局・薬店で

